

# 5 短期休業補償コース

申込人  
本人

保険期間：2024年1月1日 16：00～2025年1月1日 16：00

ヤマハ株式会社が発行する保険契約者となる団体契約です。  
保険正式名称：所得補償保険 セットされる主な特約：天災危険補償特約（所得補償保険用）

## ポイント

### 保険料

**36.25%割引**※

が適用されています。  
一般で加入するよりお得です！

※団体割引25%、損害率による割引15%

病気・ケガによる  
就業不能時の  
1年以内の収入減少  
を補償します。



自宅療養※の場合  
でもお支払い  
されます。



※医師の指示によるもの

地震や噴火、  
地震・噴火による津波  
によって被ったケガ  
による就業不能  
の時も補償されます。



**注意** 現在、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時に、あらかじめ健康に関する告知を行うことにより、告知の内容によっては特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除して継続加入いただくことができます。

### 【再告知をされる場合のご注意】

- 再告知の結果、継続加入できないことがあります。
- 保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
- ※詳細はP37に記載をしておりますのでご覧ください。

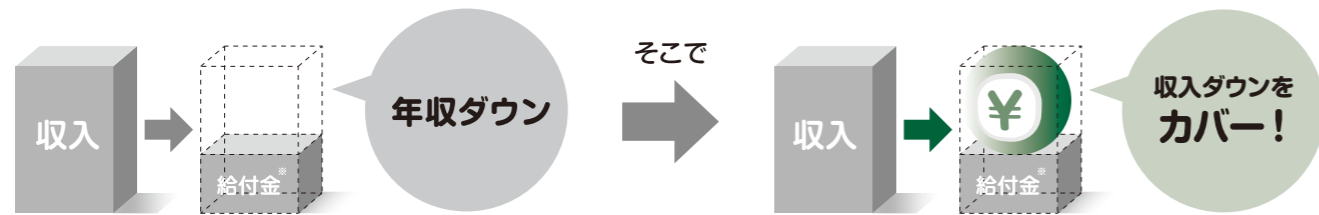
## 突然やってくるケガや病気！

突然やってくる、  
ケガや病気！

働けなくなって、  
収入が減少したときの  
もしもの備えをしていますか？

ケガや病気で働けなくなったとき…

短期休業補償コースで準備をすれば…



※健康保険の傷病手当金などのことをいいます。

**短期休業補償コースでは  
収入が減少したときの備えができます！**

●短期休業補償コースには天災危険補償特約（所得補償保険用）をセットしていますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガによる就業不能のときも、所得補償保険金をお支払いします。

## コース内容

| 加入ランク   | 所得補償保険金            | 月払保険料  |
|---------|--------------------|--------|
| T1      | 4.5万円/月（日額 1,500円） | 712円   |
| T2      | 9万円/月（日額 3,000円）   | 1,475円 |
| T3      | 15万円/月（日額 5,000円）  | 2,490円 |
| T4      | 21万円/月（日額 7,000円）  | 3,642円 |
| T5      | 30万円/月（日額 10,000円） | 5,181円 |
| 免責期間（*） | 4日                 |        |
| てん補期間   | 1年                 |        |

○保険金額は月額で設定されており、1か月を30日として計算した額が日額として表示しています。

※所得補償保険金額（ご契約金額）の設定について

保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

（\*）就業不能が開始した日から起算して、継続して5日以上就業不能である場合に5日目から保険金をお支払いします。

※2020年募集より、本コース取扱商品の変更に伴い、ケガによる傷害死亡・後遺障害保険金額（保険金額50万円）の補償がなくなっています。補償内容の詳細はP22をご覧ください。

## こんな場合に備えます。

保険期間中にケガ、病気または骨髄採取手術※1により就業不能となり、その状態が免責期間（4日）を超えて継続した場合  
所得補償保険金（〔所得補償保険金額※2〕×〔就業不能期間の月数〕）をお支払いします。

自宅療養の場合でも  
補償対象です！

交通事故でケガをして入院し、  
働けなくなったとき



病気により、医師の治療を  
受けながら自宅療養し、  
働けなくなったとき



## 所得補償保険金

※1 骨髄採取手術による就業不能の場合には免責期間を適用しません。

※2 所得補償保険金額は、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、ご加入時に被保険者の平均月間所得額の50%以内となるよう設定していただきます。

（注1）所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を超えている場合には、平均月間所得額を所得補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。

（注2）就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日計算により保険金の額を決定します。

（注3）原因または時を異にして発生したケガ、病気または骨髄採取手術により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。

（注4）補償内容が同様の保険契約（所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

